

女性と年金

女性の年金は難しい？

昭和61年4月からサラリーマン等の奥さんは第3号被保険者となり、保険料を支払うことなく年金が受けられる仕組みになりました。

また、平成19年4月からは「離婚時の年金分割」の制度が始まりました。年金分割の制度は、正確には年金を分割するのではなく婚姻期間中の給料とボーナスの記録（保険料納付記録といいます）の分割をするものです。年金額そのものの分割ではなく、年金を受け取る権利を分割する制度なのです。

さらに遺族年金の問題も、女性の年金はいろいろなケースがあり、年金分割にしても誤解が多いのが実情です。間違った情報で「年金は増えた！」と思わないように、本書が役に立てば幸いです。



年金分割は平成19年4月からはじまる制度と、平成20年4月からはじまる制度に分かれていますが、本書の中では平成19年4月からはじまる制度を「話し合い分割」、平成20年4月からはじまる制度を「3号分割」と呼んでおり、また、便宜上分割を受ける側が妻という設定で記載されていますが、当然逆の場合もあります。

基本的な年金の仕組みについて

公的な年金の仕組みは下図のように2階建てになっています。第1号被保険者と第3号被保険者は国民年金のみに加入していますが、第2号被保険者は国民年金と厚生年金（共済年金）と同時に入っていることになります。保険料については、第1号被保険者および第2号被保険者は自ら納付しますが、第3号被保険者はそれぞれの夫が加入している組織（厚生年金保険もしくは共済組合）全体で保険料を賄いますので、自らの保険料負担はありません。ですから、例えば夫が25年以上厚生年金に加入していれば妻は保険料を負担することなく老齢基礎年金の受給資格を得ることができるのです。



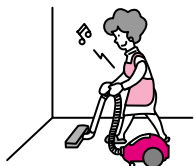
老齢基礎年金を受けるためには、原則として20歳以上60歳未満の期間中に被保険者として保険料を納付した期間が25年以上必要です。ただし、この『25年』には、国民年金の保険料の免除を受けていた期間、昭和61年3月以前のサラリーマンや公務員の妻であった期間、海外で生活していて国民年金に加入していなかった期間、第2号被保険者としての20歳前および60歳以降の期間等（～は合算対象期間、カラ期間とも言います）も含めることができます。

memo

妻が第2号被保険者である場合は、育児休業中は最大で3年間保険料が免除されたり、また、育児のために給料が下がったとしても、子が3歳になるまでの養育期間分の年金は給料が下がる前の給料で計算した額が給付されるといった次世代支援策が設けられています。

女性が受け取る年金について

1 ずっと専業主婦であった女性の場合



2 厚生年金(共済組合)に加入していた期間がある女性の場合



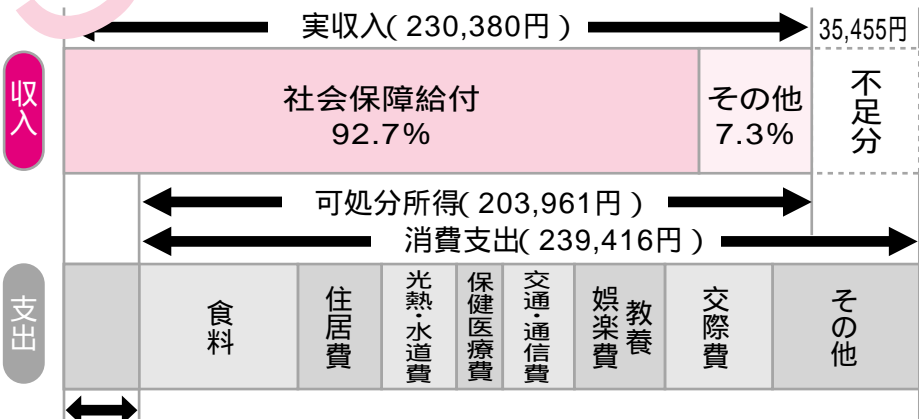
生年月日に応じて
60~64歳

加給年金や経費的加算、共済年金の職域加算については省略しています。
厚生年金および共済年金の支給開始年齢は右ページの「支給開始年齢表」を参照してください。

60歳以上の世帯は、額3.5万円の赤字

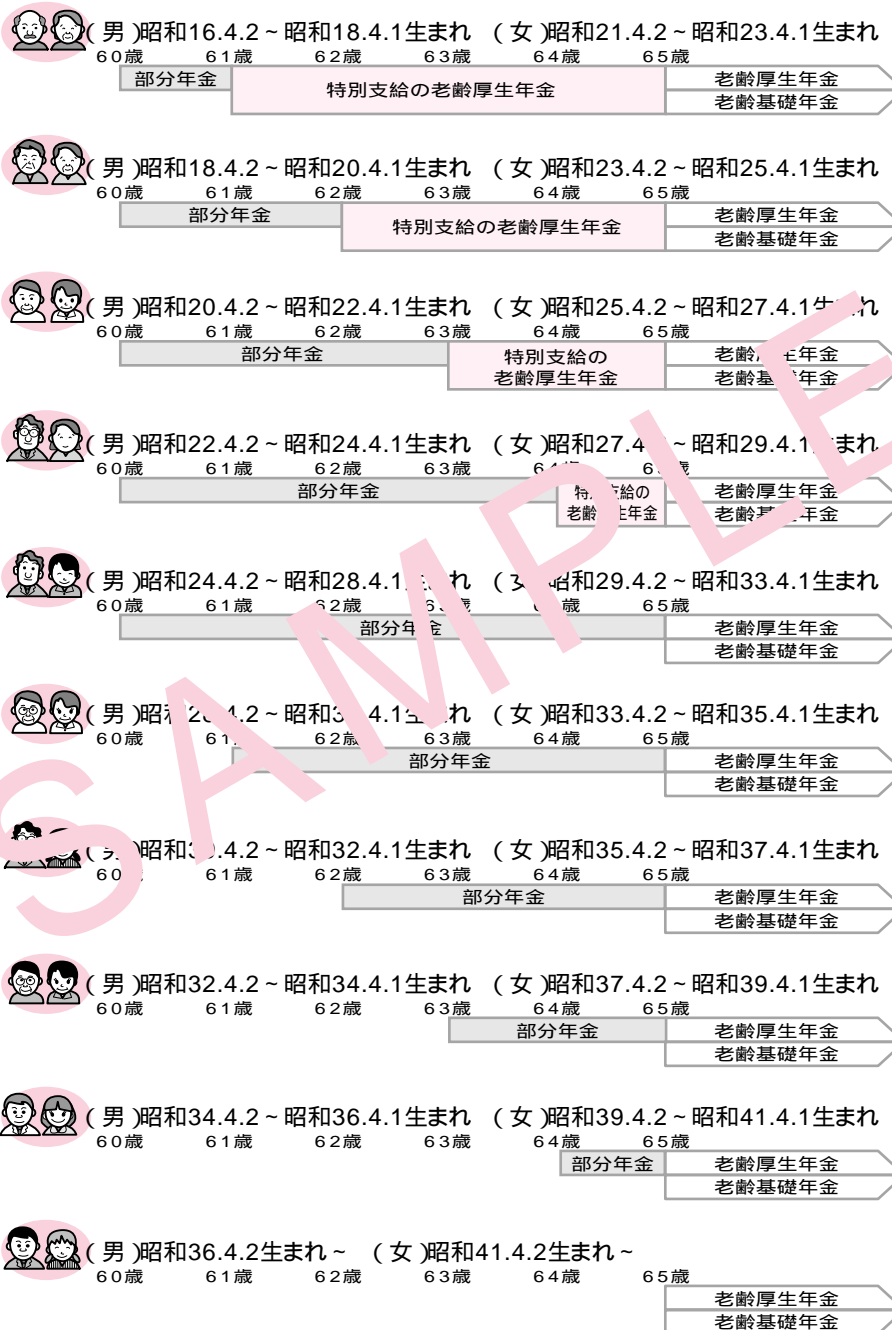
世帯主が60歳以上の無職世帯の収入は、1世帯当たり1か月平均約23万円で、その約93%が年金・恩給などの社会保障給付によっています。また、手取り収入(可処分所得)約20万円に対して、消費支出は約24万円で3万5,000円も上回っており、その不足分は個人・企業年金保険の受け取り(1万6,000円)をはじめ、貯蓄などの取り崩しで賄われています。

世帯主が60歳以上の無職世帯(2人以上)の家計収入 (平成17年平均・1か月1世帯当たり)



データ出典：総務省「平成17年家計調査」

厚生年金の支給開始年齢表

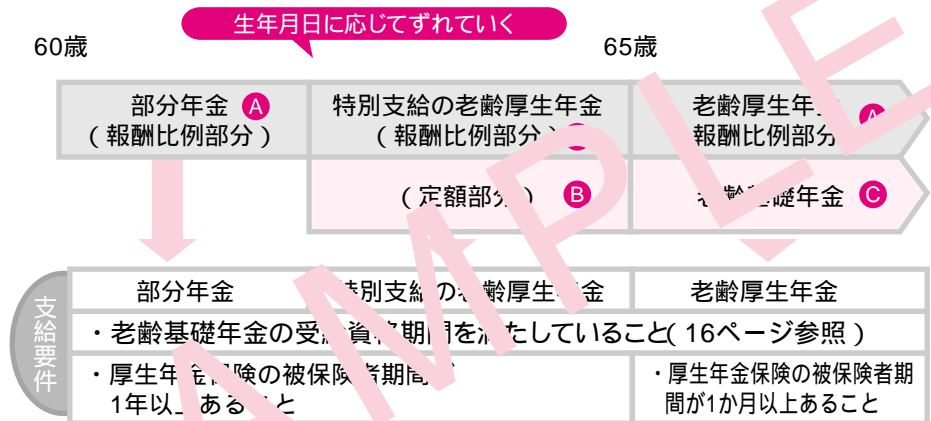


最終的には厚生年金も65歳支給開始となります

年金額を計算してみよう

計算式は3つ

年金額は報酬比例部分と定額部分（65歳までの特別支給のみ）の計算式で計算した額と65歳からの老齢基礎年金の3つです。



あなたの年金はいくら（超簡単 北村式年金額算出法）

平成16年6月15日 フジテレビ系 「誰も知らない」年金の疑問一気に解決スペシャル」で放映

A 報酬比例部分

$$5,500 \text{円} \times \boxed{} \times \boxed{}$$

平均年収の
百万の位

勤続期間の
年数

平均年収は38歳時点での賞与込みの年収又は働いた期間の平均年収で計算します。

B・C 定額部分・国民年金からの老齢基礎年金

$$\text{約2万円} \times \boxed{}$$

保険料を納めた年数・
専業主婦の期間(最高40年)

注意 Bの計算には、厚生年金のみの加入期間を入れます。
Cの計算には、国民年金・厚生年金の期間を合算して入れます。

計算例



昭和25年5月5生まれ
OL10年 専業主婦30年予定
32歳時点の年収400万円

A $5,500 \text{円} \times 4 \times 10 = 22 \text{万円}$

C $2 \text{万円} \times 40 = 80 \text{万円}$

60歳	1万円	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳～
				22万円		
						80万円

あなたはいくら

A $5,500 \text{円} \times \boxed{} \times \boxed{}$

B C $\text{約2万円} \times \boxed{}$

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳～

「えー？こんなに少ないの？」 奥様の秘めたる思い ①



年金分割とは？

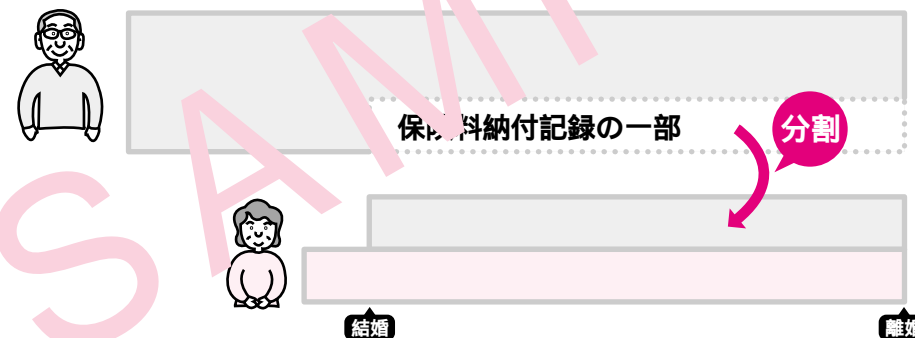
年金分割とは、正確には婚姻期間中の厚生年金の保険料の算定の基礎となった各月の給料とボーナスの情報（**保険料納付記録**といいます）の総額の多い方から少ない方へと分割する仕組みのことです。夫婦間の婚姻期間中の報酬の情報を改定することで、法律上は「離婚時における標準報酬の改定の特例」となっています。

簡単に言うと、保険料納付記録を分け合うことで給料やボーナスの無かった（もしくは少なかった）妻にも夫の保険料納付記録を**最大で半分**に分割し、妻も給料とボーナスをもらって保険料を支払っていたことにする制度なのです。

当然、分割を受けた妻は保険料を支払っていたことになるため年金額は増え、夫はその分の保険料納付記録が減るので、年金額は減ります。結果として、年金を分割したような状態になるのです。

図で表すと次のようになります。

保険料の払込



年金の支給

